平成27年度第1回芦屋市文化財保護審議会 会議録

| 日 時 | 平成27年8月6日(木)14:00~16:30 |
|-------|---|
| 場所 | 北館4階教育委員会室 |
| 出席者 | 会長 安部 みき子 副会長 戸田 清子 委員 中江 研 委員 長谷 洋一 委員 森隆男 |
| | (事務局) 教育長 福岡 憲助 社会教育部長 中村 尚代 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課文化財係長 竹村 忠洋 生涯学習課文化財係 森岡 秀人 |
| 事 務 局 | 生涯学習課 |
| 会議の公開 | ■公開 |
| 傍聴者数 | 0 人 |

1 会議次第

- (1) 教育長あいさつ
- (2) 審議事項
- ①芦屋市指定文化財指定の諮問について(芦屋神社境内古墳)
- (3) その他

2 提出資料

資料1 諮問書(芦屋神社境内古墳)

資料2 指定諮問書(芦屋神社境内古墳)

3 審議経過

【開会】

(安部会長)

それでは、本日の次第に従いまして、ただいまから議事に入ります。議題(1)「芦屋市指定文化財指定の諮問について(芦屋神社境内古墳)」について、事務局より提案説明をお願いします。

(事務局:竹村)

教育委員会から, 芦屋市指定文化財の指定について諮問を受けています。したがいまして, この文化財保護審議会で審議していただきたく思います。 まず、福岡教育長から諮問書をお渡しさせていただきます。

(福岡教育長)

審議の方、よろしくお願いいたします。

(事務局:竹村)

教育長は、申し訳ないですが、別の公務のため、ここで退席させていただきます。

(安部会長)

ただ今,教育委員会から諮問がありましたので、審議していただきたいと思います。事務 局から内容説明をお願いします。

(事務局:竹村)

<経緯を説明>

(事務局:森岡)

<資料2を用いて、芦屋神社境内古墳について説明>

(安部会長)

事務局からの説明が終わりました。今の説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

今の説明で古墳の範囲を示す周溝などはある程度残っているのかどうかお尋ねします。

(事務局:森岡)

これについては、資料2に墳丘の実測図が添付されていまして、石室を囲む部分がある程度中心でありまして、等高線が高い所に密に回っております。それを細かく眺めますと、北東部のあたりにこの墳丘を巡るような窪みの連続が確認できます。これを山側の掘削、あるいは古墳築造の山寄せというふうにも理解することができます。今後、発掘調査するような機会でもあれば、こうした推測も正しいかどうかわかると思います。

(長谷委員)

大切な指定文化財として市民に普及、啓発が必要ですが、この古墳の石室の中に入れるのですか。

(事務局:竹村)

石室の中に祠があり、入り口付近に祭壇があって、自由に中を見学することはできません。

(安部会長)

柵で囲まれていますが、外は開放されているのですか。

(事務局: 竹村)

石室の入り口までは, 自由に入れます。

(森委員)

墳丘には、土砂防止のための柵板がありますが、墳丘の改変などに気を付けなければなりません。

(事務局:竹村)

現状では、この古墳はあまり市民に知られていません。現地に解説板を設置し、また、ホームページ等で周知する必要があると思います。

(森委員)

この古墳が市指定文化財に指定されたことが新聞やホームページで公表されたら,人が 次々と見学に来ると思いますが,これ以上,古墳が傷まないような保護措置が必要でしょう。

(事務局: 森岡)

実は、墳丘が市内で最も良く残っていると確かに言いましたが、この古墳の場合、墳丘の核となる部分が硬く残っているわけであり、外周りを覆う墳丘の外表は既に失われています。言わば、石室を守るように墳丘が残核となって残っているのが現状です。市内では珍しいが、他市、他地域ではこのような保存度の古墳はよくみられます。

(長谷委員)

古墳の指定範囲について、どうなっていますか。逆台形、あるいは台形の柵範囲があるが、 古墳の墳丘自体は円形であるということです。芦屋神社が新しい建物を建てる場合や別の新 しい工事が入るなど、現状が変わる時に、守るべき指定範囲が必要となってきます。

(中江委員)

この図面ですと, 西側は住宅ですか。

(事務局:竹村)

西の端は民有地です。

(事務局:森岡)

歴史的な周囲の環境の話をしますと、藤ヶ谷遺跡という珍しい古代の火葬墓があって、奈良時代のものですが、茶毘にふし、遺骸を焼き、蔵骨器に骨を選んで入れて埋葬し、火葬で生じた灰などを捨てる、そういう貴族的な身分の墓が出土しています。見晴らしも良く、大阪湾が眼前に一望できる所です。外容器に芦屋廃寺所用瓦を使用しているなど、郡の範囲で考えても重要な遺跡で、もちろんこの古墳が単独で関わりをもつようなことも考えられます。

(戸田副会長)

文化財の公開は良いことです。今の保存状態をより長く維持するための指定と公開だと思 うのです。その公開との関係で、解説文やホームページに掲載する、そのあたりの公開の施 策をどのように考えられていますか。

(事務局:竹村)

今は、人が墳丘に上がったり、石室に入ることもない、悪影響は日常的にないです。指定 されますと、まず『広報あしや』や日刊紙などマスコミにも公表されます。なお、芦屋神社 境内古墳は、ホームページで既に紹介済ですが、その周知には繋がっていません。

(安部会長)

墳丘に大きな木が繁茂すると石室の崩壊につながるかもしれません。しかし、古墳の木の 伐採については、神社の神木でもあるだろうし、申請書には保存管理の面は現状保存という ことでしょうね。文化財として整備するときに、水神さんや祠などがあるので樹木を整備す ると、かえって芦屋神社は文化財指定を拒否されるかもしれません。

(安部会長)

他に何かございませんでしょうか。

(各委員、意見、質問等なし)

それでは、芦屋神社境内古墳は考古資料ということですから、考古担当委員の私が調査を 担当しようと思いますが、事務局の学芸員の方にも同行していただきたく思います。また、 調査の内容や日程については、私と事務局の方で調整させていただくということでいかがで しょうか。

(各委員, 異議なし)

(安部会長)

それでは、芦屋神社境内古墳の市指定文化財候補の価値付けにつきましては、今後十分な 専門的調査を経たいと思います。

それでは、「(3) その他」について、何かございますか。

(事務局:竹村)

ございません。

(安部会長)

ないようですので、これで議事は終了しました。委員の皆様にはご協力いただき、ありが とうございました。

【閉会】